

定 款

株式会社日本ハウスホールディングス

2024年7月26日改訂施行

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社日本ハウスホールディングスと称し、英文で
NIHON HOUSE HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業、設計、施工、監理
2. 宅地建物取引業
3. 建設資材の販売
4. 住宅関連商品の販売業
5. 損害保険代理業
6. 不動産の賃貸、保守、管理及び不動産の利用に関する企画、
設計
7. 生命保険の募集に関する業務
8. 発電および売電に関する業務
9. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
10. 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
11. 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業
12. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業
13. ホテル会員権事業
14. ホテルの経営
15. レストランの経営
16. 切手、葉書、収入印紙、煙草、日用雑貨、新聞、観光土産品、
雑誌書籍および医薬品の販売
17. 駐車場の経営
18. 旅行業法にいう旅行業
19. 両替業務
20. スポーツ施設、遊園地、保養施設の調査、開発並びに建設およ
び経営、管理

21. 装身具雑貨、スポーツ用品、衣料品の販売
22. 一般旅客自動車運送業
23. 農産物の生産、加工、販売
24. 農産物の貯蔵および運搬
25. 畜産物の製造、加工、販売
26. 農業生産にかかわる作業受託
27. ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）設備等の運営およびそのための農地の利用促進に関する業務
28. レンタル収納スペース、トランクルームの施工、販売及び賃貸業
29. 倉庫業
30. 前各号に付随する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機 関）

第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、93,821,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役は20名以内とする。

(選 任 方 法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役社長・取締役副社長各 1 名および専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定めた額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 29 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の招集)

第 33 条 監査役会は各監査役がこれを招集する。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定めた額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任および解任)

第 39 条 会計監査人を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(任 期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 42 条 当社は、取締役会の決議をもって、会社法第 4 2 3 条第 1 項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事 業 年 度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中 間 配 当)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払いの金銭による剰余金の配当に対しては利息をつけない。